

廃 第 4 2 9 号

平成28年2月15日

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会
会 長 野 津 勝 男 様

島根県環境生活部廃棄物対策課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録周知について(依頼)

このことについて、平成28年1月25日付け事務連絡により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室から、別添のとおり依頼がありましたので貴会員へ周知いただきますようご協力をお願いします。

なお、別紙のとおり県内の特別管理産業廃棄物処理業者(許可品目:感染性廃棄物)へは送付済みですのでご承知おきください。



廃 第 4 2 9 号
平成28年2月15日

特別管理産業廃棄物処理業者 様
(許可品目：感染性廃棄物)

島根県環境生活部廃棄物対策課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録周知について(依頼)

医療廃棄物事業の推進につきましては、日頃からご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等蔓延時の優先的なワクチンの接種に係る事業者登録が、医療の提供の業務を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても規定されました。

これにより、産業廃棄物処理業(医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務)が特定接種の登録対象となりました。

については、厚生労働省のホームページに情報等掲載されていますのでご確認ください。

※ 厚生労働省 特殊接種(国民生活・国民経済安定分野) と検索してください。

また、当課におきましても要領等の資料を送付しますので、必要な場合は下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先

島根県環境生活部廃棄物対策課 指導グループ

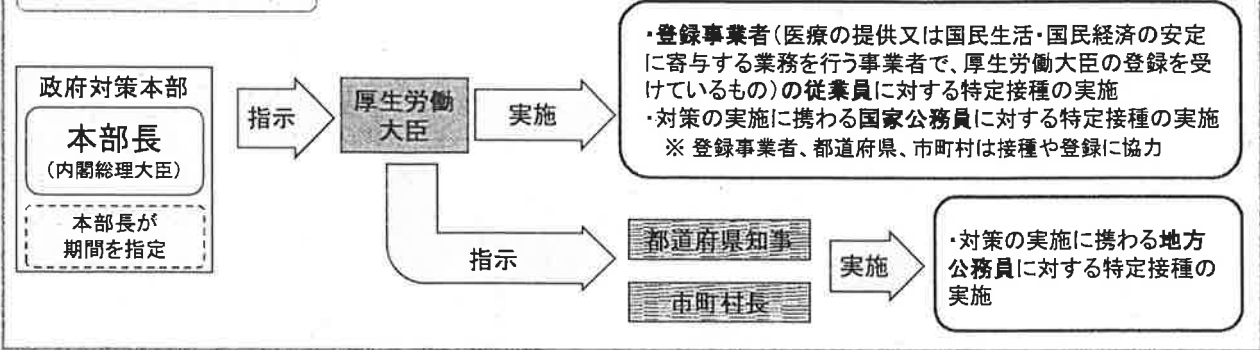
メールアドレス haikibutu@pref.shimane.lg.jp

電 話 0852-22-5261

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

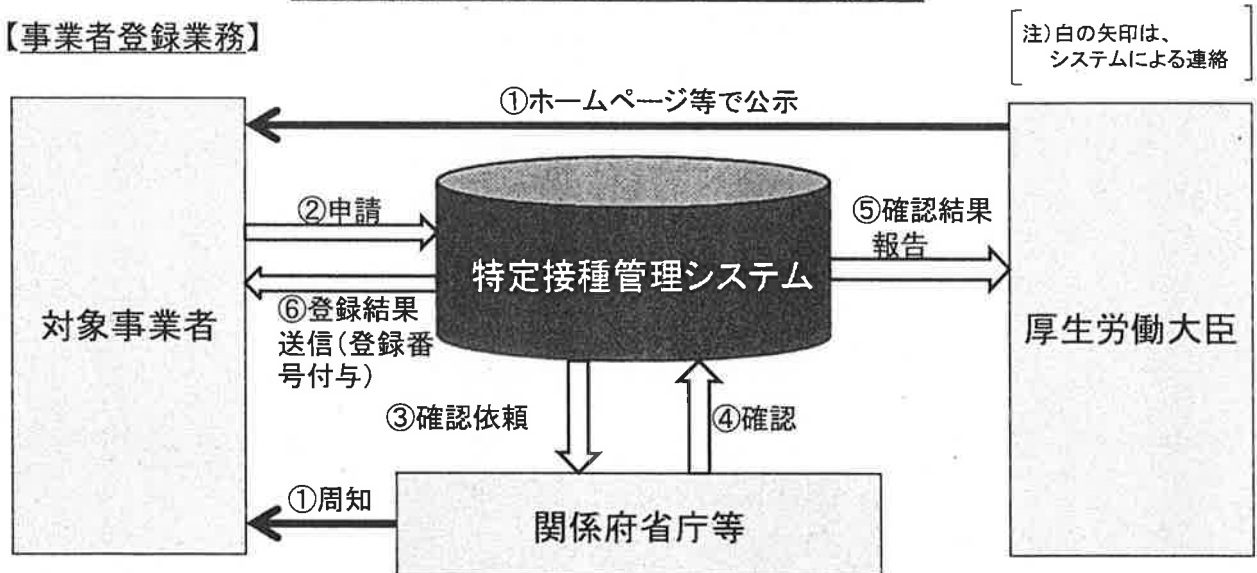
- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】



- ※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。



事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 25 日

各都道府県及び政令市
産業廃棄物処理事業担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録周知について（依頼）

医療廃棄物事業の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請の内容確認作業につきまして、平成 28 年 1 月 18 日付事務連絡で各都道府県及び政令市をお願いしているところですが、貴管内の「医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務」を行う産業廃棄物処理業者への本制度の周知についても、平成 28 年 1 月 6 日付厚生労働省健康局長通知（別添 1）に基づき御協力をお願いいたします。

<添付資料リスト>

- 別添 1 厚生労働省健康局長通知（関係省庁あて）
- 別添 2 事務連絡（手引き、Q&A）
- 別添 3 （廃棄物処理事業分野）の登録申請 Q&A

（問い合わせ先）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
担当 葛本（くずもと）

TEL : 03-3581-3351（内線 6888）

E-mail : hairi-tekisei@env.go.jp

健 発 0106 第 5 号

平成 28 年 1 月 6 日

各関係府省庁

新型インフルエンザ対策主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長

（ 公 印 省 略 ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）の一部改正が告示された。

また、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録に加えて、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録について規定するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号）を改正し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 28 年厚生労働省告示第 2 号）が併せて告示されたところである。

さらに、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、所管している各業種の担当部局、関係機関、事業者等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いします。